

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和7年 9月2日	令和7年 9月16日	要望等記録制度指針（令和5年4月改正版）	公開				号	政策企画室	広聴担当
令和7年 9月2日	令和7年 9月16日	要望等記録制度指針（令和5年4月改正版）	公開				号	政策企画室	広聴担当
令和7年 9月2日	令和7年 9月16日	政策企画室の以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。 なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただき所存です。また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただき所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございます。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しく選択いただけますようお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わっている数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 適切な部署より、必要に応じて連絡させていただき所存です。	不存在				号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 9月2日	令和7年 9月16日	以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございます。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しくご選択いただけますようお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 ・この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 9月2日	令和7年 9月16日	政策企画室の以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。 なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございます。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しく選択いただけますことをお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 9月2日	令和7年 9月16日	政策企画室の以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員として活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。 なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございます。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことができましたら、居住区を正しく選択いただけますことをお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 ・なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 9月17日	令和7年 10月1日	政策企画室の以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日、足元の悪い中來庁いただきありがとうございました。その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等を投稿いただくことが ありましたら、居住区を正しくご選択いただきますことをお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 ・なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 上記の公開請求について、政策企画室の不存在決定(令和7年9月16日付大政第e-13号)では不存在理由が次の通りとなっています。「受付番号25-02699、25-02700につきましては各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます」について、各所属の担当課を特定している公文書を保有していないことから、当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。また、「電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。」について、お問い合わせフォームが電磁的記録のご意見・お問合せを受け付けるフォームであると記載された公文書を保有していないことから、当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。 (続く) (続き) これは公開請求の趣旨の理解を誤っています。 求める文書は、「市民の声」として取り扱う場合は伝達先は調べるのが当然であるにも関わらず、そのように取り扱わないとする根拠(法的根拠)、及び、「電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。」と指示することが妥当であるとする根拠(法的根拠)が示された文書です。 改めて特定してください。	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 9月17日	令和7年 10月1日	政策企画室の以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員として活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございます。その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力を願います。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しくご選択いただきますようお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 ・ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 (続く) (続き) 上記の公開請求について、政策企画室の不存在決定(令和7年9月16日付大政第e-12号)では不存在理由が次の通りとなっています。「ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。」について、公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。 これは公開請求の趣旨の理解を誤っています。 求める文書は、「公職者」に対して「市民の声入力フォーム」を使用しないようにと行政指導を行うことが適当であるとする根拠(法的根拠)が示された文書です。 電話では担当者は「行政指導などと大それたものではない」としていましたが、上記メール1、メール2は行政手続法による行政指導であることは明白です。そして、行政指導である以上、その根拠は存在しているはずで、その根拠が示された文書を公開してください。 改めて特定してください。	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 9月17日	令和7年 10月1日	政策企画室の以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員として活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございます。その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しくご選択いただきますことをお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 これらのメールにおける下記の記載について、その根拠(法的根拠)が示された文書を公開してください。 い。・この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 (続く) (続き) 上記の公開請求について、政策企画室の不存在決定(令和7年9月16日付大政第e-11号)では不存在理由が次の通りとなっています。 「この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、」について、公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。 「令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく」ことについては行政運営における透明性及び公正性を確保するため、意見・問合せ等の内容に応じて対応するが、その旨を記載した公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。 これは公開請求の趣旨の理解を誤っています。 まず「公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。」について、そのような文書の公開を求めたものではありません。「広聴制度の一貫性に欠ける」とする根拠が示された文書が公開請求の趣旨です。また、「その旨を記載した公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない」についても、求めているのは、「公職者」の申出を市民の声として取り扱わず(先述と同様に)、「適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく」とする根拠が示された文書です。 改めて特定してください。	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和7年 9月18日	令和7年 10月1日	職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則	公開				号	政策企画室	広聴担当
令和7年 9月20日	令和7年 10月6日	市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン（令和7年4月改定版） 要望等記録制度指針（令和5年4月改正版）	公開				号	政策企画室	広聴担当
令和7年 9月20日	令和7年 10月6日	政策企画室が公開した文書「整理番号R7-01-86 関連にかかる聴き取り調査について」の記載内容に関して ・また、市民の声入力フォームは市民のために設けているため、公職者としての要望等はお問合せフォーム等を利用していただくことをお願いした。 1. 「市民の声入力フォームは市民のために設けている」との説明について、その根拠が分かる文書を公開してください。 2. 何をもって「市民」というのか、「市民」の定義及び「公職者」が市民に該当しないという根拠が分かる文書を公開してください。 3. 令和7年度市民の声入力フォームを通じて投稿された意見のうち市民の声として処理されなかった申出がこの定義に該当するものであるということが分かる文書を公開してください。 ・また、元職員の立場から市政について要望等を行う場合は、電話・面談・お問合せフォームの利用をお願いした。 4. この説明の根拠が分かる文書を公開してください。 城東区役所に対する聴き取りでは「申出人が元大阪市職員であるということは政策企画室から伝えられた」とのことでした。 職歴については個人情報に該当します。大阪市の個人情報の取り扱いのルールでは、課の外部に個人情報を提供することは原則的には禁止されているはずです。 6. 政策企画室が把握した申出人の職歴(個人情報)を城東区役所に提供し、城東区役所がこれに基づき市民の声の取り扱いに係る判断を行うということが、個人情報の取り扱いに係るルールに違反していないということが分かる文書を公開してください。	不存在				号	政策企画室	広聴担当
令和7年 9月20日	令和7年 10月6日	個人情報取扱事務開始届（事務の名称：陳情、請願、苦情等処理事務） 個人情報取扱事務開始届（事務の名称：要望等記録制度事務）	公開				号	政策企画室	秘書課（総務グループ）
令和7年 9月24日	令和7年 10月8日	文書の送付について	部分公開	1			号	政策企画室	広聴担当